

4 浄化槽事業

(1) 浄化槽について

①概要

浄化槽には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、し尿と生活雑排水を一緒に処理する「合併処理浄化槽」の2種類があります。

前者の「単独処理浄化槽」を使用している建物から出る生活雑排水は、河川の水質汚濁を進行させ、生活環境を悪化させます。そこで本市は、平成10年4月1日から「岐阜県浄化槽の設置等に関する指導要綱」により、新たに設置する浄化槽は「合併処理浄化槽」とするよう指導してきました。

また、平成12年6月に、浄化槽法が改正(平成13年4月施行)されてからは、新たに設置される浄化槽は、「合併処理浄化槽」のみとなりました。これ以降、「浄化槽」とは「合併処理浄化槽」のみを示すことになり、「単独処理浄化槽」は「みなし浄化槽」と表現されるようになりました。(本文章中では、表現の都合上、「単独処理浄化槽」や「合併処理浄化槽」等の従前の表記をしています。)

年度別設置基数

年度 \ 人槽	5～10	～20	～50	～100	～500	501～	合計
令和3年度	17,824	919	1,349	263	172	11	20,538
令和4年度	17,701	906	1,332	257	173	11	20,380
令和5年度	17,605	898	1,316	256	171	11	20,257
令和6年度	17,473	879	1,292	249	168	11	20,072
令和7年度	17,370	867	1,279	246	167	11	19,940

処理方式別設置基数(令和7年度末)

処理方式 \ 人槽	5～10	～20	～50	～100	～500	501～	合計
新構造							
単独	8,321	442	747	0	0	0	9,510
S55～							
合併	4,465	111	197	135	132	8	5,048
旧構造							
単独	4,581	314	335	111	16	0	5,357
～S55							
合併	3	0	0	0	19	3	25
計	17,370	867	1,279	246	167	11	19,940

☆令和7年度末の設置基数は、「単独処理浄化槽」が14,867基、「合併処理浄化槽」が5,073基の計19,940基です。

②設置状況

浄化槽の設置基数は平成7年度までは増加していましたが、下水道地区の拡大により下水道への切替が進み、年々減少しています。

設置基数と合併処理浄化槽の推移

年度	設置基数	合併処理浄化槽
昭和56年度	20,312	156
昭和60年度	25,537	243
平成2年度	29,060	401
平成7年度※	29,693	515
平成30年度	21,083	4,826
令和元年度	20,893	4,888
令和2年度	20,710	4,919
令和3年度	20,538	4,953
令和4年度	20,380	4,980
令和5年度	20,257	5,021
令和6年度	20,072	5,044
令和7年度	19,940	5,073

※浄化槽設置基数ピーク

建築用途別設置基数(令和7年度末)

建築用途人槽	5～10	～20	～50	～100	～500	501～	合計
集会場	41	29	43	7	6	1	127
住宅	16,497	478	625	123	48	4	17,775
宿泊施設	0	0	3	2	12	2	19
医療施設	3	6	54	15	11	4	93
店舗	188	152	319	60	42	0	761
娯楽施設	3	3	13	5	12	0	36
ガソリスタント・車庫	7	18	13	0	1	0	39
学校施設	7	3	12	8	22	0	52
事務所・作業所	617	172	186	21	10	0	1,006
その他	7	6	11	5	3	0	32
合計	17,370	867	1,279	246	167	11	19,940

③検査実施状況

1. 法定検査

浄化槽法第7条により、使用開始した浄化槽については、3か月を経過した日から5か月の間に水質検査、機能検査等が義務づけられています。

また、それ以後は、浄化槽法第11条により毎年1回の水質検査、機能検査が義務づけられています。実施基数及び結果は、別表のとおりです。

2. 立入検査

201人槽以上の浄化槽について、浄化槽法第53条第2項に基づき、立入検査を実施しています。

実施基数及び結果は、別表のとおりです。

法定検査結果(令和7年度)

検査基数		判定	
検査種別	基数	適正(%)	不適(%)
7条検査	53	41(77.4)	12(22.6)
11条検査	15,969	14,716(92.2)	1,253(7.8)

立入検査結果(令和6年度)

対象基数		立入件数	水質汚濁防止法排水基準違反件数
201人槽～500人槽まで	63	14	1
501人槽以上	11	11	0
計	74	25	1

(2) 関係業者

(令和7年度)

①浄化槽保守点検業者

浄化槽管理者には、その機能が正しく働き、放流水が基準以内で流されるよう、保守点検を行うことが義務づけられています。

浄化槽の保守点検は本市に登録してある浄化槽保守点検業者で専門的知識と技能を持つ浄化槽管理士が行います。

☆登録業者は、令和7年度末現在で45社です。

②浄化槽清掃業者

浄化槽は、使用していると汚泥やスラムがたまり浄化する機能が低下します。浄化機能を維持するために清掃が必要となります。

浄化槽法第10条では、年に1回(全ばっ気方式は半年に1回以上)の清掃の実施を義務づけられています。

☆岐阜市内の許可清掃業者は令和7年度末現在で3社です。

③浄化槽工事業業者

浄化槽の施工は、専門的な知識と技能が必要で、県に登録された浄化槽工事業業者で専門的知識と技能をもつ浄化槽設備士が行います。

(3) 指導状況

①立入調査及び指導

悪臭などの苦情の原因となる浄化槽について立入指導を行なっています。

☆令和7年度は17件の苦情を受け付けました。

また、法定検査で不適であった浄化槽に対する指導や下水道への切替、新規の入れ替え等による廃止浄化槽の調査を実施しています。

立入調査項目	立入調査件数
新設浄化槽等の現場確認	56 件
法定検査不適施設指導 (※)	273 件
廃止浄化槽調査	59 件
計	388 件

※浄化槽法第7条検査不適施設を含む。

②関係業者指導

浄化槽関係業者の技術及び資質向上を図るため、業界講習会・研修会で関係法規並びに最近の情勢などについて指導を行っています。

(4) 啓発の状況

合併処理浄化槽の普及、促進及び浄化槽の維持管理について、「広報ぎふ」に掲載しました。また、本市ホームページに『浄化槽の管理について』を掲載し、適正な維持管理の啓発を行っています。

新たに浄化槽が設置された場合は、浄化槽の確認と管理者への維持管理啓発のため、設置場所への立入調査を行っています。

☆令和7年度に新たに設置された浄化槽は、50基です。

なお、立入調査の際、啓発用冊子「合併処理浄化槽と上手につきあう方法」等を配布し、適正な維持管理について説明をしています。

(5) 浄化槽設置整備事業

生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道事業計画区域以外の地域及び下水道事業計画区域であっても整備が7年以上見込まれない地域の住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。

平成22年度からは窒素または磷の除去能力を有する高度処理型浄化槽に対しての補助金額が新設されました。☆令和7年度は、新たに設置された浄化槽の70%にあたる35基に補助を実施しました。

また、合併処理浄化槽に入れ替える場合の配管工事費用に対する補助のうち、単独処理浄化槽又はくみ取りからの入れ替えに対しての30万円の上乗せ補助を10基に実施し、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合に12万円の上乗せ補助を8基に対して実施しました。

浄化槽補助金額(令和7年度)

5人槽 (通常型)	332,000 円
6～7人槽 (通常型)	414,000 円
8～50人槽 (通常型)	548,000 円
5人槽 (高度処理型)	360,000 円
6～7人槽 (高度処理型)	462,000 円
8～50人槽 (高度処理型)	585,000 円

浄化槽設置整備事業実績

年度	基数	補助金交付額
平成13年	198	80,979,000 円
平成14年	141	57,024,000 円
平成15年	129	52,929,000 円
平成16年	140	56,892,000 円
平成17年	126	50,991,000 円
平成18年	145	58,287,000 円
平成19年	139	55,256,000 円
平成20年	104	40,938,000 円
平成21年	97	38,240,000 円
平成22年	100	47,820,000 円
平成23年	99	47,340,000 円
平成24年	113	52,542,000 円
平成25年	104	50,124,000 円
平成26年	83	39,564,000 円
平成27年	83	39,648,000 円
平成28年	79	37,020,000 円
平成29年	70	32,946,000 円
平成30年	54	25,500,000 円
令和元年	66	31,080,000 円
令和2年	45	21,048,000 円
令和3年	45	18,918,000 円
令和4年	37	15,624,000 円
令和5年	50	20,694,000 円
令和6年	40	16,584,000 円
令和7年	35	13,926,000 円

補助金交付状況(令和7年度)

人槽	基数	補助金交付額
5人槽	22	7,920,000 円
6～7人槽	13	6,006,000 円
8～50人槽	0	0 円
合計	35	13,926,000 円